○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令 (平成十九年政令第百二十二号) 新旧対照条文 (抄

(傍線の部分は改正部分)

### 改正

案

、別表に

定める地域及び当該地域に係る割合「とする

附則

## (令和十年三月三十一日までの間における経過措置)

第 五条第一 れらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。 条 第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書 第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域 令和十年三月三十一日までの間における法第四条第二項 項 第四項、 第六項、 第八項、 第十項及び第十二項、 第六条第 第四項  $\widehat{\mathcal{E}}$ 第

現

行

(地域加算を行う地域及び割合)

第 準用する場合を含む。)、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、 だし書及び第十項ただし書(これらの規定を法第五条第十三項において 昭和 定める地域及び当該地域に係る割合)とする。 則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合 書に規定する政令で定める割合は、 に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし 十項及び第十二項、第六条第二項、 いう。)第四条第二項、 条 項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については 一十五年法律第九十五号) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 第四項、 第十 第六項及び第八項並びに同条第九項た 第九条第二項並びに第十三条第二項 条の三 般職の職員の給与に関する法律 第 項に規定する人事院規 (以 下 「法」と 別表に (同条第 第

附則

# (平成二十二年三月三十一日までの間における経過措置)

第 員の給与に関する法律」と、 百十三号) 0 については 条 職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 平成 附則第十三条の規定により読み替えて適用される 一十二年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用 般職の 職員の給与に関する法律」とあるの 「別表」とあるのは 「附則別表」とする。 (平成十七年法律第 は

当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。 当該地域に係る割合)とする。

### 附則別表 (附則第二条関係)

			埼玉県				栃木県					茨城県		宮城県	都道府県
北本市 八潮市 蓮田市 吉川市 白岡市	新座市 桶川市 富士見市 鶴ヶ島市	狭山市 ふじみ野市	蕨市	塩谷町	町 芳賀郡芳賀町 下都賀郡壬生町 塩谷郡	河内郡上三川町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝	下都賀郡野木町	郡八千代町 猿島郡五霞町 猿島郡境町	大洗町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 結城	坂東市 稲敷市 かすみがうら市 東茨城郡	結城市 那珂市	つくばみらい市 北相馬郡利根町	宮城郡利府町	富谷市	地域
百分の五	百分の九	百分の十一	百分の十四			百分の二	百分の五			百分の二	百分の三	百分の五	百分の二	百分の五	割合

### 附則別表 (附則第二条関係)

百分の八		百 分 の 九	百分の十		百分の十二合
埼玉県のうち長岡京市		千葉県のうち 狭山市 ふじみ野市	東京都のうち	日進市 遅子市 遅子市	神奈川県のうち地域

		神奈川県				東京都										千葉県									
伊勢原市	海老名市 座間市	逗子市	神津島村 御蔵島村 青ヶ島村	西多摩郡日の出町 西多摩郡檜原村 利島村	羽村市	小金井市	隅郡大多喜町 夷隅郡御宿町 安房郡鋸南町	郡長生村 長生郡白子町 長生郡長南町 夷	里町 山武郡横芝光町 長生郡睦沢町 長生	香取郡多古町 香取郡東庄町 山武郡九十九	鴨川市 富里市 南房総市 香取郡神崎町	山武市 長生郡長柄町	鎌ケ谷市 白井市 大網白里市	八千代市 四街道市	習志野市	我孫子市	町 大里郡寄居町	児玉郡美里町 児玉郡神川町 児玉郡上里	郡長瀞町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村	がわ町 秩父郡横瀬町 秩父郡皆野町 秩父	比企郡川島町 比企郡吉見町 比企郡とき	入間郡越生町 比企郡嵐山町 比企郡小川町	日高市 入間郡毛呂山町	町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡松伏町	北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 比企郡鳩山
百分の十一	百分の十二	百分の十四		百分の四	百分の十	百分の十五					百分の二	百分の三	百分の五	百分の九	百分の十四	百分の十五						百分の二	百分の三		
												百分の五				百分の六									
大阪府のうち	尾張旭市	愛知県のうち	座間市	神奈川県のうち	東久留米市 羽村市	東京都のうち	鎌ヶ谷市	千葉県のうち	蓮田市	埼玉県のうち	河内郡のうち上河内町及び河内町	栃木県のうち	生駒市	奈良県のうち	庵原郡のうち由比町	静岡県のうち	大東市 大阪狭山市	大阪府のうち	裾野市	静岡県のうち	伊勢原市	神奈川県のうち	東大和市	東京都のうち	蕨市 新座市 富士見市

					三重県									愛知県			静岡県	岐阜県	山梨県	富山県					
浜町 南牟婁郡紀宝町	度会郡大紀町 度会郡南伊勢町 南牟婁郡御	気郡明和町 度会郡玉城町 度会郡度会町	いなべ市 三重郡川越町 多気郡多気町 多	町 三重郡朝日町	桑名郡木曽岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野	多郡武豊町 額田郡幸田町	高浜市 知多郡南知多町 知多郡美浜町 知	町 知多郡東浦町	丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 知多郡阿久比	町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	愛西市 北名古屋市 あま市 愛知郡東郷	稲沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉市	知立市 清須市 長久手市	日進市	町 周智郡森町	賀茂郡西伊豆町 田方郡函南町 駿東郡清水	湖西市 賀茂郡東伊豆町 賀茂郡南伊豆町	瑞穂市	上野原市	中新川郡舟橋村	愛甲郡清川村	開成町 足柄下郡真鶴町 足柄下郡湯河原町	足柄上郡大井町 足柄上郡山北町 足柄上郡	南足柄市 高座郡寒川町 足柄上郡中井町	綾瀬市 中郡大磯町
			百分の二		百分の三		百分の四		百分の六			百分の七	百分の九	百分の十五			百分の二	百分の二	百分の二	百分の二				百分の四	百分の十
																						百分の三			
河北郡のうち内灘町	石川県のうち	中新川郡のうち舟橋村	富山県のうち	綾瀬市 中郡のうち大磯町及び二宮町	神奈川県のうち	里町	印旛郡のうち印旛村及び本埜村 山武郡のうち大網白	千葉県のうち	町 北葛飾郡のうち鷲宮町及び松伏町	玉郡のうち大利根町 南埼玉郡のうち宮代町及び白岡	うち三芳町及び毛呂山町 大里郡のうち江南町	日高市 吉川市 北足立郡のうち伊奈町	深谷市 鳩ヶ谷市 桶川市 北本市	埼玉県のうち	群馬郡のうち榛名町	群馬県のうち	下都賀郡のうち野木町	栃木県のうち	つくばみらい市 北相馬郡のうち利根町	茨城県のうち	宮城郡のうち利府町 黒川郡のうち富谷町	宮城県のうち	高砂市 川西市	兵庫県のうち	松原市 摂津市

奈良県			兵庫県						大阪府						京都府				滋賀県
御所市 宇陀市 磯城郡川西町 磯城郡三宅上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡	町	加古郡播磨町 神崎郡市川町 神崎郡福崎加西市 南あわじ市 淡路市 加古郡稲美町	川辺郡猪名川町高砂市	豊能郡能勢町	町 南河内郡千早赤阪村	豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 南河内郡河南	貝塚市 摂津市 四條畷市 三島郡島本町	松原市	高石市 大阪狭山市	郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町	置町 相楽郡和東町 相楽郡南山城村 船井	綴喜郡井手町 綴喜郡宇治田原町 相楽郡笠	城陽市 乙訓郡大山崎町	八幡市 相楽郡精華町	長岡京市	良町 犬上郡多賀町	町 愛知郡愛荘町 犬上郡豊郷町 犬上郡甲	野洲市 米原市 蒲生郡日野町 蒲生郡竜王	湖南市
百分の三		百分の二	百分の五	百分の四			百分の十	百分の十二	百分の十四			百分の四	百分の六	百分の七	百分の十五			百分の二	百分の三

長野県のうち

塩尻市

静岡県のうち

庵原郡のうち富士川町 志太郡のうち大井川町

愛知県のうち

び長久手町 岩倉市 清須市 西春日井郡のうち春日町 北名古屋市 愛知郡のうち東郷町及 海部郡のうち

三重県のうち

七宝町、

美和町、

甚目寺町、

大治町及び蟹江町

桑名郡のうち木曽岬町

京都府のうち

城陽市 八幡市 乙訓郡のうち大山崎町

相楽郡のう

大阪府のうち

ち山城町、

加茂町及び精華町

うち忠岡町 三島郡のうち島本町 泉南郡のうち岬町 豊能郡のうち豊能町 南河内郡のうち河南 泉北郡の

兵庫県のうち

町及び千早赤阪村

川辺郡のうち猪名川町

奈良県のうち

御所市 葛城市 生駒郡のうち平群町、 三郷町及び安 北

葛城郡のうち上牧町、 広陵町及び河合町 堵町

磯城郡のうち川西町

三宅町及び田原本町

岡山県のうち

御津郡のうち建部町 赤磐郡のうち瀬戸町

広島県のうち

	町 築上郡築上町	
	1	
	京都郡みやこ町を楽上郡吉富町を上郡上毛	
	田川郡大任町 田川郡赤村 田川郡福智町	
	川郡香春町 田川郡糸田町 田川郡川崎町	
	大刀洗町 三潴郡大木町 八女郡広川町 田	
	手町 嘉穂郡桂川町 朝倉郡筑前町 三井郡	
	町 遠賀郡遠賀町 鞍手郡小竹町 鞍手郡鞍	
百分の二	筑後市 嘉麻市 遠賀郡芦屋町 遠賀郡岡垣	
	郡久山町	
百分の三	古賀市 糟屋郡篠栗町 糟屋郡須恵町 糟屋	
百分の五	福岡県 大野城市 那珂川市 糟屋郡志免町	福
百分の二	香川県  木田郡三木町	香
百分の二	江田島市 安芸郡熊野町 山県郡北広島町	
百分の五	広島県 安芸郡府中町	占
	郡東吉野村	
	村 吉野郡野迫川村 吉野郡上北山村 吉野	
	高市郡高取町 吉野郡黒滝村 吉野郡天川	
百分の二	山辺郡山添村 宇陀郡曽爾村 宇陀郡御杖村	
	町 磯城郡田原本町	

備考

この表に掲げる名称は、

令和七年四月一日における名称とし、

されないものとする。

の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響

る区域を用いて示された地域とし

その後におけるこれらの名称

この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日におけ

安芸郡のうち府中町

福岡県のうち

島郡のうち二丈町及び志摩町うち篠栗町、志免町、須恵町、新宮町及び久山町 糸大野城市 古賀市 筑紫郡のうち那珂川町 糟屋郡の

響されないものとする。本の表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、この表に掲げる名称は、これらの名称を有するものの区域の変更によって影がの表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日にお

備考

別表(第一条関係)

																								5
長岡京市	京都府のうち	名古屋市 刈谷市 豊田市 豊明市 日進市	愛知県のうち	裾野市	静岡県のうち	$\mathcal{T}$	神奈川県(横浜市、川崎市、藤沢市及び厚木市を除く。	西市	千葉市 成田市 習志野市 我孫子市 袖ケ浦市 印	千葉県のうち	さいたま市 蕨市 志木市 和光市	埼玉県のうち	取手市 守谷市	茨城県のうち	大阪市 吹田市	大阪府のうち	横浜市 川崎市 藤沢市 厚木市	神奈川県のうち	東京都(特別区の存する地域を除く。)	つくば市	茨城県のうち	東京都の特別区の存する地域	地域	
														百分の十二							百分の十六	百分の二十	割合	
		神奈川県			東京都					千葉県							埼玉県	栃木県		茨城県		宮城県	都道府県	50000000000000000000000000000000000000

#### 別表(第一条関係)

		<u>- </u>	세케ౚ
神奈川県	東京東京	埼 玉 県	栃   茨   宮   都   前   様   様   境   時   時   時   時   時   時   時   時   時
東久留米市 羽村市	 	下   下   下   下   下   下   下   下   下   下	下都賀郡野木町         宮城郡利府町         宮城郡利府町         黒川郡富谷町         地         域
百日日日日分のののののに       十二日日日分のに       十二日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	百百分の一十五十六	百分の二 百分の十二 百分の十二 五	百日日分の六の六の六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

奈良県のうち	三田市 神戸市 尼崎市 明石市 伊丹市 高砂市 川西市	兵庫県のうち	京都府(長岡京市を除く。)	大津市 草津市 栗東市	滋賀県のうち	四日市市 鈴鹿市	三重県のうち	を除く。)	愛知県(名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市及び日進市	静岡市	静岡県のうち	千代市 富津市 浦安市 四街道市	市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 柏市 市原市 八	千葉県のうち	桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市	川越市 東松山市 狭山市 上尾市 朝霞市 新座市	埼玉県のうち	水戸市 日立市 土浦市 龍ケ崎市 牛久市	茨城県のうち	仙台市 多賀城市	宮城県のうち	西宮市 芦屋市 宝塚市	兵庫県のうち	大阪府(大阪市及び吹田市を除く。)
																					百分の八			
<u>大</u> 川																								
宗	兵庫					大阪			京都	滋智		三重							愛知	静岡	岐自	山利	富山	
奈良県	兵庫県					大阪府			京都府	滋賀県		三重県							愛知県	静岡県	岐阜県	山梨県	富山県	
	兵庫県 高砂市 川西市	河南町 南河内郡千早赤阪村	豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 南河内郡	貝塚市 摂津市 四條畷市 三島郡島本町	松原市	大阪府 高石市 大阪狭山市	城陽市 乙訓郡大山崎町	八幡市 相楽郡精華町	京都府長岡京市	滋賀県湖南市	野町 三重郡朝日町	三重県 桑名郡木曽岬町 員弁郡東員町 三重郡菰	比町 知多郡東浦町	丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 知多郡阿久	東郷町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	市 愛西市 北名古屋市 あま市 愛知郡	稲沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉	知立市 清須市 長久手市	愛知県日進市	静岡県裾野市	岐阜県瑞穂市	山梨県上野原市	富山県中新川郡舟橋村	秦野市 綾瀬市 中郡大磯町

「	うち   うち	広島県のうち 広島県のうち 天和郡山市 天理市
(市 ) (市	取手市、百分の四	

影響されないものとする。	おける区域を田	し、この表に定	備考この表に掲げる名称は、	屋郡久山町	古賀市	福岡県大野城市	香川県木田郡	広島県 安芸郡	城郡田	御所市	合町	城郡上牧町	<b>組</b>
影響されないものとする。	おける区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの	この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日に	2る名称は、平成二十七年四月一日における名称と	<u>公山町</u>	· 糟屋郡篠栗町 糟屋郡須恵町 糟	%市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡志免町	木田郡三木町	安芸郡府中町	城郡田原本町	· 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯		上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河	生縣君珠鳩町、 生縣君安堵町、 北葛
多更によって	いるこれらの	ものの同日に	やける名称と		百分の三	百分の六	百分の三	百分の六		百分の三			

福岡県 丹市、 兵庫県 滋賀県 岡山県のうち 三重県 岐阜県のうち 長野県のうち 香川県のうち 広島県(広島市を除く。 和歌山県のうち 奈良県(奈良市、 静岡県(静岡市及び裾野市を除く。) 高松市 甲府市 岐阜市 長野市 岡山市 倉敷市 和歌山市 されないものとする。 る区域を用いて示された地域とし この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日におけ 宝塚市、 この表に掲げる名称は、 変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響 (神戸市、 (福岡市、 (四日市市及び鈴鹿市を除く。 (大津市、 松本市 橋本市 高砂市、 尼崎市、 春日市及び福津市を除く。 大和郡山市及び天理市を除く。 草津市及び栗東市を除く。 塩尻市 川西市及び三田市を除く。 明石市、西宮市、芦屋市、 令和七年四月一日における名称とし、 その後におけるこれらの名称 伊